

令和元年9月9日 15時30分
資料配布 近畿地方整備局

建設業法第28条の規定に基づく監督処分について

仁木総合建設株式会社に対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

近畿地方整備局は、株式会社仁木総合建設に対して建設業法の規定に基づく営業停止処分を行いました。

近畿地方整備局は、株式会社仁木総合建設に対して建設業法の規定に基づき、競争参加資格確認資料に虚偽の記載をしたことについて営業停止処分を行いました。

○期 間 令和元年9月25日から令和元年10月16日までの22日間

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局
建政部 建設産業第一課 課長 たかぎ 高城 たつや 辰哉 (内線6141)

課長補佐 やまさき 山崎 ひろふみ 博文 (内線6144)

電話 06-6942-1141(代)
06-6942-1059(夜間直通)

建設業者に対する監督処分について

本日、国土交通省近畿地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

商号：株式会社仁木総合建設
許可：国土交通大臣（特-26）第7407号
代表者：柴田 峰一
主たる営業所：京都市伏見区淀本町206-16

2. 処分内容

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令

1) 期間

令和元年9月25日から令和元年10月16日までの22日間

2) 停止を命ずる営業の範囲

福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、岐阜県、静岡県、愛知県及び三重県の区域内における土木工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの。

（注1）「土木工事業に関する営業」とは、注文者から土木一式工事を請け負う営業をいう。

（注2）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事をいう。

3. 処分理由

株式会社仁木総合建設は、近畿地方整備局木津川上流河川事務所発注の「木津川上流服部川河道整備他工事」、「名張川黒田地区河道整正工事」及び「名張川大屋戸地区河道整正工事」並びに西日本高速道路株式会社関西支社発注の「新名神高速道路田上里工事」の競争参加資格確認資料に虚偽の記載をした。

このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当すると認められる。